

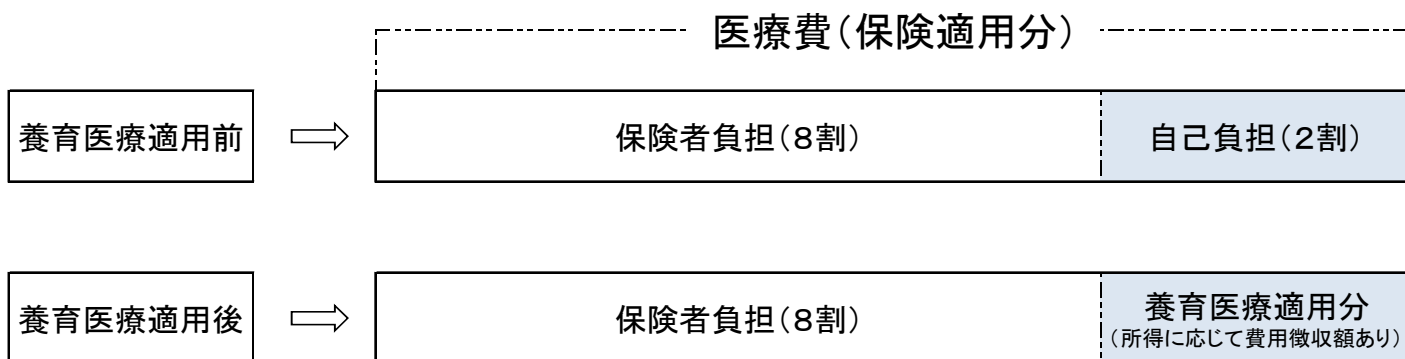
養育医療券のご案内

養育医療の医療券をお送りします。この医療券と健康保険証を、医療機関に速やかに提示してください。

*既に医療機関に医療費を支払っている場合は、医療機関に医療券と健康保険証を提示し、清算してください。
(あきる野市へ医療費の請求をすることはできません。)

1 対象となる医療費

入院医療費（保険適用分）のうち、保険で支払われる分以外の自己負担分が養育医療として公費負担になります。この公費負担の一部について、所得に応じて負担していただく費用徴収額を設定しています。



養育医療が適用されると、医療機関への支払いはありません。

ただし、下記の対象とならない医療費は支払いが必要となります。

*養育医療の対象とならない医療費

①有効期間外の医療費、②通院医療費、③個室料、紙おむつ代など

保険適用外の医療費については、自己負担となりますので、医療機関の窓口でお支払いください。

2 徴収基準月額の見方

「費用徴収月額決定通知書」の徴収基準月額とは、養育医療に要する費用のうち、扶養義務者の所得税額に応じて決定し、負担して頂く基準となる月額です。この額は、入院1ヶ月あたりの額です。入院日数が1ヶ月に満たない月は、日割り計算して費用徴収額を決定します。

同時期に養育医療を受けるお子さんが、2人以上いる場合の徴収基準月額は、2人目のお子さんから、1人目のお子さんの徴収基準月額の10分の1の額となります。

3 自己負担について

上記「徴収基準月額」から計算した費用徴収額が自己負担となりますが、今回お送りした養育医療券の有効期限を通して、あきる野市乳幼児医療証をお持ちの方については、この自己負担分に乳幼児医療費助成による助成も適用し、全額公費負担しますので、市に対してお支払いいただくことはありません。

ただし、上記養育医療の対象とならない医療費については、自己負担となります。

【問い合わせ先】

あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア2階

こども家庭部こども家庭センター母子保健係 電話 042-550-3340